

「個別企業集団」概念の検討 ～持株会社ブームとの関連で～

山岡敏秀

はじめに

- 1、戦後日本の企業社会の大転換
- 1-1、戦後の日本の企業社会の骨格
- 1-2、持株会社ブーム
- 1-3、データの検討と整理
- 2、「個別企業集団」概念の検討
- 2-1、企業形態論アプローチ
- 2-2、企業形態と持株会社
- 2-3、個別企業集団概念について
- 3、まとめ

はじめに

アジア太平洋戦争前、日本の企業社会においては、三菱財閥・三井財閥・住友財閥などの財閥(持株会社)といわれるものが君臨していた。これらの財閥は、家族同族による所有支配を核としたよろず屋的コンツェルンとも呼ばれ、日本の企業社会の隅々にまでその支配領域を拡大していた。その結果として、戦前の日本社会におけるあらゆる局面における閉鎖性を象徴するものであった。

こうした支配は、日本のアジア太平洋戦争の敗北、および戦後のGHQによる経済民主化政策のひとつである財閥解体によって、ひとまず崩壊した。

戦前の財閥は、財閥本社(三井は三井家、三菱は岩崎家、住友は住友家)を頂点として、傘下に多くの有力企業を子会社として支配していた。

この財閥をささえるのが、ピラミッド構造からなる持株会社であった。そこで、GHQは、この持株会社こそが戦前の日本社会そのものをあらゆる局面においてどん底に陥れた元凶であるとして、解体するとともに、戦後もこの企業形態としての持株会社の設立を禁止した。このルールが、経済界のもうひとつの9条といわれるにいたった独占禁止法9条である。

ところで戦後の日本の企業社会は、戦後の疲弊から回復し、なおかつ高度成長の時期へと移

行する。さらには1970年代の資本主義諸国における新たな不況局面においても、それを克服し、安定成長を経験していく。そしてついには、1980年代後半、バブル経済に移行していく。

このバブル経済の時期が、これまでのところ日本経済のピークであったといえる。

このピークの反転として、バブル経済の破綻とともに日本経済は、その構造を支えてきた支柱（日本の企業社会の骨格）が、逆転して次々と負の連鎖の要因になるかのような様相を呈していった。その負の連鎖の行きつくところの象徴的な出来事が大手銀行の不良債権にみられる金融危機である。かかる金融危機を契機として、日本経済は、失われた10年あるいは15年といわれる時代にはいつていく。

しかし、日本経済におけるこの局面は、一国を彼我的視点からみると、次のようにある力が二重の仕方で、日本の企業社会に作用している時期でもあった。この二重性は密接に絡み合いながら作用しているのだが、ともかく、この力の作用の二重性をみておこう。

この力とは、米国の多国籍企業を基盤とする経済のグローバリゼーションや金融化（金融自由化および金融肥大化）によるグローバル資本主義の進展という力である。この力は総体として、そして結果として、しばしば新自由主義の台頭といわれるものをもたらした。

この力は、他の国々とともに日本に対しても否応なく作用するものであった。しかるに、このグローバル資本主義の進展にも一貫して対応せざるをえなかった。かかる状況に対応すべく、既存の慣行・伝統的な制度を再編すべき制度上の改革がなされる必要があった。

この力は具体的に言えば「市場や制度の国際的調和化」という圧力であり、また、外国人株主（物言う株主）の台頭などであり、これらが日本企業の経営行動スタンスに変化を迫ったのである。かかる力の作用のもとで企業社会の骨格に関わる制度改正として注目すべきは、なんといっても会社法の誕生であろう。

他方、この力が、日本の企業社会の固有の状況に関わるものとしても、作用していた。

すなわちグローバル資本主義の進展が、日本企業の固有の状況たるバブル崩壊に伴う金融危機という状況に対する作用である。このもうひとつの作用は、結果として、ことに大手銀行における不良債権の大量発生および時価会計の導入にともなう大手銀行や事業会社における含み損の大量発生によって、伝統的な株式所有構造に根本的な反省を迫った。株価の持続的上昇が望めないもとでの含み益経営の断念や根源的に資本の水増しをもたらすところの株式持合いをして桎梏にいたらしめ、それが結果としての株式相互持合い崩れといわれるものをもたらした。このことは最終的には、これまで日本の企業社会の骨格を形成していた六大企業集団とその周辺までに再編を迫るものでもあった。

この局面における最も注目すべき再編こそ、本稿が問題意識の核にすえるところの1997年における純粋持株会社の解禁である。さきに述べた力の作用のうち、この第二の局面（固有の状況）においては、作用に対する対応（産業政策）がともかく矢継ぎ早になされたともいえるのである。すなわち次のごとくである。

1997年に純粋持株会社を、ともかく解禁するのだが、それが現実のものとして創出されるためには、株式交換・株式移転制度や会社分割制度の整備が不可欠である。そこで、1999年に株式交換・株式移転制度、2000年には会社分割制度が整備されていくとともに、企業再編における対価の柔軟化あるいは自由化という標榜のもとに自己株式（金庫株）も原則、自由化されて

いくことになる。その際、1997年には純粋持株会社の解禁とともに、銀行持株会社化のための三角合併（銀行持株会社の創設のための銀行等に係わる合併手続の特例等に関する法律）も準備されていた。この三角合併による実際のケースはなかったものの、金融危機への対応がいかに急がれていたかを伺わせるものである。

このようにして純粋持株会社が解禁され、普及していくのだが、それはまず大手銀行間の統合再編とともについには3大メガバンクの誕生となり、事業会社においても盛んに利用されることになっていった。

後の展開にもみるように、そしてさきにみたバブル崩壊→金融危機→日本の伝統的な企業社会の再編の必要性という因果に対して、現時点からして、この純粋持株会社解禁が大きな役割を果たしたといえる。

そしてこの純粋持株会社という企業形態は、2010年時点において、400社あまりの数をなすにいたっている。

そこで本稿はこの持株会社ブームという現象を扱うわけだが、その際の問題意識をのべておこう。

持株会社という企業形態は、資本ことに個別資本が結合する際のひとつの形態、ことに企業集中形態の典型としてとらえられてきた。ことに企業形態論という分野あるいはアプローチ（以下、企業形態論アプローチとする）においては、企業集中形態のひとつのタイプを形成する個別企業集団あるいは個別的企業集団の典型として位置づけられてきたと判断される。

しかし、近年の純粋持株会社は株式交換・株式移転制度というツールによって形成される。ことに株式移転による純粋持株会社は、「合併に対する便利な代替手段」・「合併類似・代替型」とか「合併もどき」の統合形態と、しばしば表現される。

そこで、本稿は現在、400社あまりの設立がみられるという純粋持株会社について、これまで企業形態論アプローチが、個別企業集団あるいは個別的企業集団の典型と規定したそのありようについて、若干の検討をしてみようとするものである。

つまり、個別企業とは、それ自身で自立的全体性を有するものであるが、その個別資本が集団をなす形態というのは、どのように把握すべきか。そして、その集団をなす企業形態が、個別企業の企業集中形態を創出する典型的な装置である企業合同という概念ではなく、「合併類似・代替型」とか「合併もどき」としばしば表現される株式交換・株式移転というツールによって形成されることに対して、特に焦点をあてようとするものである。

そこで展開の順序を若干、のべておく。まず、「1、戦後日本の企業社会の大転換」で、戦後の日本の企業社会の骨格を整理しておく。その際、日本の企業社会の骨格が形成される際の独占禁止法（ことに純粋持株会社の禁止そのものと、他社株式保有の禁止規定）との関連を中心に整理しておく。

そして次に、現段階にみられる持株会社ブームについて、2010年の時点で調査をした、みずほコーポレート銀行産業調査部の『純粋持株会社体制におけるグループ経営上の落とし穴』（Mizuho Industry Focus, 2010年8月）をもとに、純粋持株会社形態のタイプについて若干の検討をして整理を試みる^{注1}。

そして「2、個別企業集団概念の検討」において、まず、企業集中形態としての持株会社は

これまでの企業形態論アプローチでは、どのようにとらえられてきたのかを整理する。

その際の先行研究として、植竹晃久『現代企業経営論』〔1〕と小松章『企業形態論』〔2〕を検討する。そして、最後に「合併もどき」などとしてしばしば表現される株式移転による複数の企業の統合すなわち個別資本の統合と企業集中とりわけ個別企業集団という概念規定との関連について、若干の検討をする。

1、戦後日本の企業社会の大転換

1-1、戦後の日本の企業社会の骨格

戦後の日本の企業社会の骨格を検討する際、日本の企業が展開していった総体としての企業形態の姿態転換およびその経路に注目すると、かなり静的であるともいえるようだ。

ことに経営学における企業形態論アプローチからする形態分類を検討すると、後にもみるようにその静的な姿がきわめて鮮明に浮かび上がってくる。

それは例えば、米国と比較した際、米国においては前世紀の転換点から数えること5回のM&Aブーム（ことに前世紀転換点における株式水割り財務をテコとする水平的合併の展開による大企業の創出や1980代のLBO方式による買収額が巨額で、かつ敵対的性格をもつ買収ブーム）を体験しており、一定の期間でもって大規模な企業間関係およびその周辺装置（市場と制度）の収縮を経験している現象からすると、なおさら静的ともいえる。

また、個別企業内部における協働関係において人類の叡知を体現した社会的パートナーシップ思想を基底とする労資共同決定（制度）を内包し、かつコンツェルンを展開するドイツと比較してもきわめて静的ともいえる^{注2}。つまり、ドイツに限らずヨーロッパ大陸諸国における個別企業内部における協働関係と所有・支配関係一般と比較しても、日本企業の場合は、職場共同体意識を内包した準-共同体企業などとしてしばしば評価されてきた。

そこで、この節においては、持株会社ブームとの関連で個別企業集団概念を検討しようとする本稿の立場からして戦後の日本の企業社会の骨格を、次のようにとらえている（現在でも、しばしばみうけられる戦前・戦後の連続性・断絶性といった議論をひとまず除くとする）。

まず、戦後において財閥解体がなされるのだが、その後の展開をみると次の「A→B→C」によって、戦後の日本の企業社会の骨格が形成されているとみてよいだろう。

「A、1947年の独禁法～持株会社と他社株式保有の禁止（GHQの理想あるいは理念であるが、この理念は現在においても基本的に米国の現実を形成していると判断している）」

「B、1949年の独禁法～他社株式保有の解禁（当時の日本の状況を斟酌＝日本経済の復活・再編のためには、解体された旧財閥系企業の温存と復活に頼らねばならなかった）」

「C、企業間結合を許容（株式相互持合いの形成）＝六大企業集団（三菱・三井・住友・芙蓉・第一勧銀・三和）の形成と成熟であり、他方、集団あるいはグループを形成する主要な個々の企業は、たくさんの子会社をもっている。すなわち事業持株会社の形成でもある」

そして、この「A→B→C」という展開過程の成熟化過程においても、初発における純粹持株会社は、1997年にいたるまで、一貫して禁止されてきたということである。

以上のことを今少し敷衍すると次のごとくである。

まず、戦前の日本の企業社会（＝戦前の財閥支配とする）とその残滓が、敗戦によるGHQ

の経済民主化政策によって解体される。その際、同時に、持株会社は独占禁止法第9条で禁止された。かかる措置は少し具体的にみると次のような特徴をもっていた。

①、「独占禁止法第9条・独占禁止法第9条の二」によって、持株会社を禁止し（独占禁止法第9条）、かつ、持株会社の定義（独占禁止法第9条の二）をしている。持株会社は、「株式所有によって他社を支配することのみが目的の会社」と定義されている。

②、独占禁止法の初発において、その10条は、事業会社による他社株式の取得を禁止していた。

これは、GHQ、ことに米国の企業社会の理念の実現であると判断される。すなわち、それは究極的には米国という社会の建国の理念にも関わるであろう。団体あるいは法人という自然人にあらざるものが富を蓄積していくこと、すなわち抽象的にいえば自然人以外のものが権力を掌握していくことへの根源的な忌避があったというべきだろう^{注3}。

こうした規定は、その後の日本の企業社会の展開、ことに現段階からすると驚嘆すべきものであったといえる。

③、しかし、10条は、わずか2年後に改正され（1949年）、他社株式保有は解禁された。

そこで、他社株式保有の解禁にみられる改正でもって、次の事態が発生した。すなわち、株式所有構造における株式相互持合いにみられる強固な安定株主対策である。この株式相互持合いは、発行済株式の圧倒的部分の塩漬化であり、事実上の金庫株化でもあった。

④、こうしたルールの変更とともに、旧財閥系企業の再結集、最終的には六大企業集団が形成（株式相互持合いを基礎とする集団あるいはグループの形成）されていく。

この旧財閥系企業の再結集とは、財閥本社が解体されることによって、傘下の旧財閥企業は糸の切れた凧のような存在となった。加えて陽和不動産（現、三菱地所）や三井不動産等における株式買占め事件の発生もみられ、ここに旧財閥系企業が再結集を始めた動機がある。この点、財閥解体の不徹底も指摘できるが、財閥解体の不徹底に関しては、ドイツと比較すると徹底していると評価されている。

こうして、旧財閥系企業の再結集を起点として、企業社会に株式相互持合いが成熟していくが、その際の主要な契機は次のようなものであった。

ひとつは、昭和40年証券不況対策の際、証券保有組合・日本共同証券が設立され、証券市場の回復策として証券市場で過剰となった株券を人工的に吸収した。他方、回復後、吸収した株券（凍結株券）を、当該株券の発行企業と同じグループ・系列の企業に株券を割り当てたという経緯である。

さらには、1980年代後半からのバブル経済における大量の資金調達の際、新株発行の一部を同様に同じグループ・系列の企業に割り当てたという経緯などによって、株式相互持合いがいよいよ成熟していった。

そうすると戦後の日本の企業社会の骨格というものは、本稿の展開にひきつけたうえで、次のように整理できよう。

さきにみたように、「A→B→C」という制度上の枠組みによって、たしかに「他社を支配することのみが目的の会社」たる純粋持株会社は、1997年まで禁止されていた。

他方、Bによる改正によって、株式相互持合いが展開され、六大企業集団およびそれを構成

する個々の企業においても、グループが形成される。この企業集団は、様々な業種に連なる水平的連関をとおしての企業間の集中形態といえる。これに対して、企業集団を構成する個々の企業においては、垂直的な連関からなる親子型ともいわれるグループの形成である。

また、六大企業集団以外においても、独立系企業集団（典型として、日立製作所・パナソニック・ソニーなど）と分類されるようなグループが形成されていくが、このタイプも総体としては、垂直的な連関からなる親子型ともいわれるグループである。

そして企業形態論アプローチにおいては、この六大企業集団が総合（的）企業集団として、企業集団を構成する個々の企業グループや独立系企業集団が個別（的）企業集団として、それぞれ分類されてきた。もちろん、このように形態規定できるということは、少なくともこのような企業の関係性がかなりの期間において規則的・持続的にみいだされるということである。そうした意味で、日本の企業社会は、総体としてとらえると、きわめて静的な状況にあったともいえるのである。

しかし、かかる企業社会も、先に述べたグローバル資本主義という力の作用と、我が国固有の状況たる「バブル崩壊→金融危機→日本の伝統的な企業社会の再編の必要性という因果」のもとで、その再編を現実のものしていく。では、その再編は、どのようなものなのか。持株会社という企業形態に焦点をあてて、検討していこう。

1-2、持株会社ブーム

1-2の1、組織再編ツール（株式交換・株式移転）

当該の個別企業あるいは企業グループからして、転変きわまりない企業の環境にたいして迅速に機動的に対応していく際のひとつの重要な手法として、いわゆるM&A&Dがある。

Mは「Merger」（合併）、Aは「Acquisition」（買収）、Dは「Divestiture」（資本・所有関係変更による再構築、子会社公開や会社分割など）を、それぞれ表現している。

これらの手法を、当該の主体から最も単純化して整理すると、基本的に企業規模にとっての「足し算」か「引き算」であり、その中間に個別企業あるいは企業グループの組織再編が位置づけられていると考えられる。

この点、そもそもこうした言葉の表現が、しばしば横文字表記であることからして海外、ことに米国からの輸入であることがわかる。逆にいえば、先に指摘したようにこれまでの伝統的な日本の企業社会はかなりの期間にわたって、静的な状態にあったといえるのではないか。

米国では、1960年代のコングロマリット合併（米国史上、3度目となるM&Aブーム）を契機として、コングロマリットの解体・再編を焦点として様々な再編が繰り返され、結果として「選択と集中」なる言葉も生み出されるにいたっている。そしてそのような過程の中で、我が国では近年になってようやく注目されるようになった問題を、米国ではあれこれの形（例えば、判例）で解決してきたと判断される。その典型的なものとして、組織再編にともなう対価の柔軟化・自由化にともなうスクイズアウト問題〔少数株主の締め出し（Squeeze out）〕を指摘できよう。

ところで我が国の会社法は、かかるM&A&Dを組織再編として位置づけ、具体的には「事業譲渡」・「合併」・「会社分割」・「株式交換・株式移転」がある。

また、手続面からする整理として、大枠として吸収型（吸収型再編）と新設型（新設型再編）に分類している。

吸収型（吸収型再編）には、吸収合併・吸収分割・株式交換がある。また、新設型（新設型再編）には、新設合併・新設分割・株式移転がある。

そこで本稿の展開上、必要な限りにおいて株式交換・株式移転についてみておくことにしよう。

まず、株式交換・株式移転は枠組みとして次のようにいえる。

①、株式交換・株式移転は完全親子会社関係を創出するためのツールである。創出は、迅速に機動的になされる。

②、すでにのべたように株式交換・株式移転、ことに株式移転は、「合併に対する便利な代替手段」・「合併類似・代替型」とか「合併もどき」の統合形態と、しばしば表現される。

しかし、完全子会社は消滅しないし完全親会社も株式を取得するだけで、完全子会社の権利義務を包括承継するものではない点で、合併とは異なっているものと定義されている。すなわち「合併に類似する組織法的行為」と定義される。

それゆえ、法律的な解釈はともかくとしても、経営（学）的にどのように解釈するかについては、論者にかかなりのズレがあると判断してよからう。

③、株式交換は、「株式会社が、その発行済株式の全部を他の株式会社または合同会社に取得させることをいう」と定義される。

④、株式移転は、1個または2個以上の株式会社が、その発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させる組織行為であるとされる^{注4}。

さらに株式交換・株式移転についての具体例を列挙しておこう。

具体例1

株式交換～今、P社〔←P社の株主〕とQ社〔←Q社の株主〕があるとしよう。P社がQ社を完全子会社しようとするれば、Q社株主に対して、その対価としてP社株式を交換すればよいのである。その際、株式交換は強制的に実行されるので、迅速・機動的に完全親子会社関係が創出される。

この強制的に実行されるが故に、例えば、スクイーズアウト問題（Squeeze out）が発生する。

具体例2

株式移転～今、P社〔←P社の株主〕とQ社〔←Q社の株主〕があるとしよう。P社とQ社は株式移転による経営統合を実行すべき新設会社—PQ社を設立した。その際、P社とQ社の株主の株式を新設会社たる持株会社に移転させ、他方、旧株主に対しては対価が新設会社PQ社の株式となる。

文字通りに解釈するときわめて単純な再編ツールであるが、親会社株主と完全子会社との関係（コーポレートガバナンス一般の問題から株主代表訴訟の問題など）、旧株主の新設会社に対する関係（「株主権の縮減」問題）など、逆にこの再編ツールが問うてくる問題はとても緊張感のある難解で深いものといえよう。

ことにもともとコーポレートガバナンスの議論は、1980年代の米国における敵対的企業買収という少なくとも企業の再編に関わる問題から発生しているだけに、こうした問題にも一定程

度、注意をむけなければならないが、本稿の展開上、直接にはふれない。焦点は、合併もどきとも表現される際の企業の姿態転換である。

1-3、データの検討と整理

そこで本稿は以上の基本的内容をふまえたうえで、現段階での純粋持株会社の設立状況に関する貴重なデータである、みずほコーポレート銀行産業調査部の『純粋持株会社体制におけるグループ経営上の落とし穴』をもとに、純粋持株会社形態のタイプについて若干の検討をして整理を試みる。

このデータによると、まず、純粋持株会社の設立状況は次のごとくである。

①、純粋持株会社の設立状況

(1)、2010年4月時点で、2010年までに移行予定のものを含めて、純粋持株会社の設立の総数は、412社。

(2)、もともと大手銀行が主導して展開した純粋持株会社の設立ではある。難しい問題であるが、数としては少ないものの大手銀行が実行したその効果は大である。また、業種としてはサービス業(64社)・小売業(63社)が多い。

(3)、企業グループ内に多くの部門を抱えている電器機器(18社)・食料品(24社)、等の業種が多い。

(4)、そして全体として、この調査は、純粋持株会社への移行パターンを、次のみっつに分けている。

ア、企業間の経営統合。

イ、M&A等の企業買収を契機とした組織再編を目的とするもの。

ウ、多くの部門を抱える業界で、更なる企業グループの成長というインセンティブ。

尚、この調査では、純粋持株会社412社を検討・分析する際には、このアとイを分類の基準としている。

②、統合型と分社型

この調査は純粋持株会社への移行パターンを、統合型(95社)と分社型(317社)という基準から分類を開始している。現時点からすると、株式交換・株式移転という組織再編の構造そのものからして、統合型(あるいは業界再編型)と個別企業あるいは個別企業グループを主体とする組織再編型とに分類されるのが一般的である。そうすると、この調査は、個別企業あるいは個別企業グループを主体とする組織再編型を分社型として、より組織再編に関わる制度上の定義に近似の分類をしている。

この統合型と分社型(組織再編型)という基準から、さらに統合型における吸収型(42社で、うち同業種が27、異業種が15社)と対等型(53社で、うち同業種が42社、異業種が11社)に分類している。

③、こうした分類のうち、この調査が指摘する典型的ケースをみておこう。

分社型～旭化成・サントリー

統合型で吸収型かつ同業種のケース(27社)が、伊勢丹三越・博報堂DY

統合型で吸収型かつ異業種のケース(15社)が、みらか・ミスミHD

統合型で対等型かつ同業種のケース（42社）が、JFE・MIZUNO

統合型で対等型かつ異業種のケース（11社）が、JXホールディングス・三菱ケミカルHD
④、この調査において、筆者が最も注目するところは次の点である。

調査は、さきの③における「分社型」・「統合型で吸収型かつ同業種のケース」・「統合型で吸収型かつ異業種のケース」・「統合型で対等型かつ同業種のケース」・「統合型で対等型かつ異業種のケース」という五つの型に関して、「求心カゾーン」と「遠心カゾーン」なる言葉でもって分類をおこなっている。

すなわち、純粋持株会社は、「傘下の子会社＝個別企業」からなる個別（的）企業集団であるのだが、そうした持株会社＝企業形態も詳細にみると、その自立的全体性において種差があると指摘しているのである。

求心カゾーンと遠心カゾーンなる言葉の分類からすると、「分社型のケース」が最も求心力が作用しているのに対して、「統合型で対等型かつ異業種のケース」が最も遠心力が作用していることになる。確かに、このこと自体、ケースのイメージからしても一定程度の理解あいは判断ができそうである。

そしてこの調査はさらに、「求心カゾーン」と「遠心カゾーン」の対概念として、「リ・バランスエネルギー」という言葉を使用している。つまるところ、例えば、遠心力が大であれば、そのこと自体で「リ・バランスエネルギー」もそれに相応する形で必要とされているということを指摘している。

この「リ・バランスエネルギー」とは、とりもなおさず次のことを表現するのだと考えられよう。すなわち先に指摘したように、純粋持株会社は、「傘下の子会社＝個別企業」からなる個別（的）企業集団であるのだが、その持株会社総体（当然にして、この企業形態も個別企業形態である）としての自立的全体性の如何を表現しているのではないかということである。

このようにみていくと、本稿の課題であるところの企業形態論アプローチからする企業集中形態のうちの個別企業集団概念の検討に、いくつかのヒントを与えてくれるように思われる。

以上の調査の検討をふまえたうえで、いよいよ本稿のテーマである個別企業集団概念の検討にうつることにする。

2、「個別企業集団」概念の検討

2-1、企業形態論アプローチ

まず、ここであらためて企業形態論アプローチなるものを反省してみよう。少なくとも企業形態論という学は、我が国においては、最も古くからある経営学のひとつの分野であったといえる。

資本制経済におけるひとつの主要な主体（経済的諸関係の担い手）は、いうまでもなく企業（起業）であり、なかでも私企業すなわち資本制私企業である。この企業という存在は、資本制経済における物質代謝たるW-G-W〔商品流通＝市場＝市民社会〕を基礎にして、G-W-Gを実践する担い手（抽象的に言えば組織）である。

この企業といわれる存在は、「～からの自由」を基礎として「～への自由」ということを、およそ社会的諸関係創出の基底とする資本制経済（＝市民社会）の成熟とともに、「準則主義

の確立＝会社設立の自由」をテコとして、その存在形態をいよいよ多様化させるとともに、企業間の連関性をも複雑化させていく。

こうして企業というものが、W-G-W〔商品流通＝市場＝市民社会〕のもとに、なんらかの社会的影響力をとまなう多様化し複雑に連関した主体（G-W-G）として振る舞うにいたれば、これを対象とする批判的な自己了解という姿勢が、ついには学の次元においても求められるであろう。

こうして少なくとも、複雑に連関した企業というものを、学としての初発における対象としていかに措定（体系化）するかが、企業形態論の課題であったと考えられる。

また、我が国の西欧諸国に対する後進性という側面をも考慮すると、会社制度そのものが輸入であるからして、その体系的理解の必要性は、早い段階から必要とされてもいたであろう。

ところで、日本におけるこの学においては、学説史的にみると、我が国の株式会社論研究の金字塔とされる西洋経済史の研究者である大塚久雄『株式会社発生史論』やマルクス主義経済学に対して特異な経済学体系を展開した宇野弘蔵の三段階論（各国における株式会社の浸透・成熟の状況をきわめて強く意識して経済学体系を展開）などを糧にしながら展開されていった。

ことに後者の三段階論は、経済学原理論体系の研究者であるとともに、『経済政策論』がその主要著書である人物によって展開されていったということ。そして、原理論体系においては、産業循環が創出する理想的平均的資本主義像という枠組みを、いわば自己完結的な像としてとらえることに固執したにしても、株式会社は原理論では展開できないというような趣旨を発言していること。

つまるところ、そのいずれの研究領域においても、各国における株式会社の浸透・成熟やその蓄積様式に、一貫して関心がもたれていたということはきわめてユニークであり、それぞれ現段階からすると注目に値する。

かかる学問的状况もあってか、資本制経済における企業形態ことに代表的な企業形態である株式会社をして、どうか体系的に展開できないものかという強い欲求が蓄積されていったことは大いに想像できることである。

こうして最初は、経済学の一分野という性格を濃厚にともなった経営経済学という装いのもとで展開されたが、次第に、そしてついには経営学の分野においても独自に展開されていった。その学こそ、資本制経済における企業をして個別資本の形態としてとらえ、それを理論的に展開しようとしたものが個別資本論である。

そうした志向性を最もよく体現した学派こそ個別資本説といわれる人々であろう。かくして、我が国のある時期においては経営学をそれなりに究める際には、代表的な企業形態である株式会社をして、個別資本の形態あるいは個別資本論として展開するということは、むしろひとつの前提でさえなかったのだろうか。

そしてこの個別資本という最も基底となる概念から、企業間のあれこれの連関（企業集中形態とか企業間関係など）を展開していく学が、ここでいう企業形態論アプローチである。

ところで、この企業形態論アプローチが、これまでいまだし関心をもたれなかった理由は、やはり、すでにふれたように我が国の戦後の企業社会は、その骨格として静的であったということである。

静的であったという意味は、当該の個別企業および企業グループを、それぞれひとつの主体（個別性）としてとらえると、それらを収縮・破壊するような諸資源の移動がみられなかったこと。逆に言えば、個別性を保持する厳然たる境界が存在していたということである。つまり、静的とは、これらの主体（個別性）そのものに「根本的な変化（fundamental change）＝組織再編」をもたらさなかったということである。

また、六大企業集団（水平的関係における連携）とそれを構成する個々の企業グループ（垂直的關係）および独立系の企業グループ（垂直的關係）が、この骨格を形成する主要なみっつの要素であった。もし、これらの要素が、これまでに周期的に交錯しあうことによって、破壊と再編を繰り返していたとしたら、どうだったであろうか。

だが、現段階こそ、これらの要素そのものと境界が、破壊され根本的に再編されようとしている。六大企業集団における根本的な再編や各業種における主要企業間の連携・再編、そして個々の主要企業内部における根本的な組織再編、等々、が現在、進行中である。そうした文脈からすると、あらためてこのアプローチは注目すべき価値をもっているとの判断にある。

そこで本稿では、以上のような若干の反省のうえに、これまでの企業形態論アプローチでは、持株会社がどのようにとらえられてきたのかを整理する。すでに指摘したように、その際の先行研究として、植竹晃久『現代企業経営論』〔1〕と小松章『企業形態論』〔2〕を検討する。

そして、最後に「合併もどき」などと、しばしば表現される株式交換・株式移転による複数の企業の統合すなわち個別資本の統合と企業集中との関係とりわけ個別（的）企業集団という概念規定との関連について、若干の検討をする。

2-2、企業形態と持株会社

企業形態論アプローチにおいては、資本制経済における企業形態のうち私企業たる合名会社・合資会社・株式会社を、企業形態の歴史的論理的展開（企業形態の自己展開）のうちにとらえようとするユニークな視点をもっている。そして、かかる視点のもとで、企業形態としての株式会社の特徴が、概念規定されていく。何故、そのような理論展開をおこなわなければならないのか。

それは次のように説明される。

資本制経済における企業ことに私企業というものは、他企業との不断の競争にさらされている。この競争に打ち勝つには、企業規模を拡大すべき資本調達をなさねばならない。

この資本調達には、利潤の内部蓄積や借入金（他人資本の利用）という方法がある。しかし、それには自ずと限界があり、資本調達を機動的にあるいは一挙になし遂げるための方法が、出資資本の利用である。

その際、ことに歴史的にみて個人企業にたいして、合名会社から合資会社、そして株式会社が出現してきたのは何故か。そこにある統一的な論理を読みとろうとすると、ひとつのポイントがある。それこそが出資資本の拡大と意思決定の単一性（支配の統一）とのバランスあるいは均衡である。わかりやすくいえば、資本調達額の増大ともに出資者の数が増大すると、いやでも各出資者による意思決定と個別企業における総体としての意思決定の単一性（支配の統一）とのバランスが問題になる。

このバランスを最もよく合理的に解決する企業形態が株式会社である。言い換えれば、各出資者による意思決定と個別企業における総体としての意思決定の単一性（支配の統一）との闘争性を、資本多数決に置換することによってこのバランスを維持しているのが株式会社であると規定していることになる。しかるにこのような株式会社の社会的機能としての最大の特徴として、資本集中と支配集中（資本集中にともなう支配の展開）ということが繰り返し、主張されてきたのである。

こうして少なくとも、株式会社という企業形態においては、その活動（意思決定過程）の事前においてもあるいは事後においても、出資資本の拡大と意思決定の単一性（支配の統一）とのバランスが保持されているものとして、理念的にとらえられている。

このバランスこそ、言い換えると、企業形態としての株式会社形態の個別性であり、それ自体が自立的全体性をもつところの個別企業形態あるいは個別資本ともいわれる所以である。

かかる展開に対して、様々な批判がなされてきた。

例えば、ア、「株式会社を、もっぱら資本集中（および支配集中）の観点からみて、ベストな企業形態と位置づけている」、イ、「資本調達をなにより重視し、出資にともなうリスクを過大評価している」、ウ、「いわゆるコーポレートガバナンス論の次元でいえば、株式所有原理主義である」、エ、「統合・大規模化に焦点をあて、分解・分権化のロジックをうまく説明できない」、オ、「理論展開における時間の問題、あるいは論理と歴史の問題」などなどである^{注5}。

これらの批判がなされる、その理由は、やはり理論展開におけるいわば原理論的禁欲にあるといえる。しかし、原理論的禁欲にあるがゆえに、株式会社形態の特徴を、次のようにきわめてうまくとらえている。

①、株式会社における意思決定～株式会社制度における資本多数決をして、意思決定過程における行き着く先（事後あるいは帰結）を、既に事前に決定されている構造としてとらえている。事後が事前であり、事前が事後を先取りしている構造。事前が事後を先取りしている構造は、時間が存在しないが、実際は諸資本間の競争過程における優勝劣敗を反映させている。あるいはそのようなものとして株式会社の意思決定過程をとらえている。

意思決定過程の行き着く先までの過程（の問題）は、ほかならぬ現実（の問題）であって、それは現実すなわち資本の運動が解決するより他にない。

②、株式会社の理論と歴史～株式会社制度の会社機関における力関係、ことに取締役会への権力の集中傾向と株主総会における権限の浸食傾向（例、新株引受権の野放し・剥奪）を、資本の動化機構（支配集中機構）として把握することにみられるように、あえてこまかな歴史的な段階的性格規定をすることにこだわりをもたない。

③、①・②とも根源的に関わりをもつが、株式会社の具体的歴史的な展開過程は各国によって、およそ根本的な相違をもってその具体的な姿を現出させている。それゆえ、歴史的な段階的性格を浮き彫りにする際には、まさに原理論的な株式会社像を尺度として、展開されざるをえないこと。だから、あえていえば原理的な株式会社（制度）像をして共時的関係として把握している。逆にいえば、株式会社形態は、もともと共時的関係という概念そのものと、きわめて親和的なものといえるかもしれない。

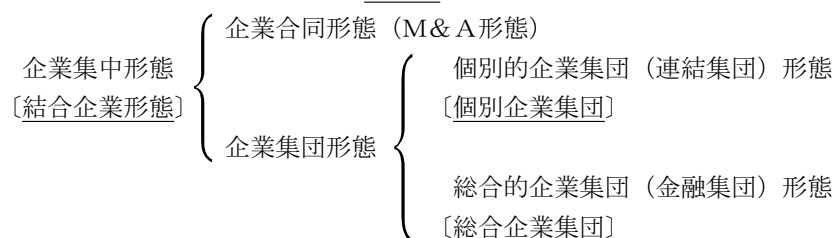
これらのことをふまえたうえで、本稿の課題へとうつろう。

この企業形態としての株式会社形態は、その個別性を保持しつつも、他の企業との連関をもつようになる。典型的には、企業合同や企業集中といわれるものであり、これまでみてきた本稿の展開からすると組織再編の場に否応なく連関していかざるをえないのである。

こうした連関において、企業形態としての株式会社形態の個別性は、どのようになっていくのであろうか。この点、さきに述べた先行研究における企業形態展開をみておこう。

その際、植竹晃久『現代企業経営論』〔1〕および小松章『企業形態論』〔2〕における企業形態の体系、ことに持株会社の位置づけについて、そのスケルトンをみておく。

「図－1」～企業形態の分類（〔 〕は、小松章による表現）



まず、両者ともに、いわゆる私企業をして、個別企業形態と企業集中形態（小松によると結合企業形態）に分類していることからして、展開の骨格・仕方において、そもそも異なっているということはない。

植竹晃久〔1〕においては、次のように展開されている。

企業形態総体を、会社企業形態（合名会社・合資会社・株式会社）と企業集中形態とに分類している。

そして、この企業集中形態には、「図－1」にみられるように、企業合同形態（M&A形態）・企業集団形態があり、さらに企業集団形態には、個別的企業集団形態と総合的企業集団形態のふたつがあるとしている。

ポイントは、企業集中形態→企業集団形態〔個別的企業集団形態および総合的企業集団形態〕である。こうしてさらに、総合的企業集団形態には、旧財閥系企業集団と銀行系ないし新興財閥系企業集団に分類している。

また、個別的企業集団形態を、非独立系企業集団（総合的企業集団形態を構成する企業集団）・準独立系企業集団（複数集団関連型）・独立系企業集団へと分類している。

こうした分類からすると、ここまで検討してきた持株会社ことに純粋持株会社形態が、どこに分類されるのかといえば、間違いなく、企業集中形態→企業集団形態→個別的企業集団形態としての「個別的企業集団形態」である。

他方、小松章〔2〕においては、企業形態の総体が次のように展開されている。企業形態→〔個別企業形態と結合企業形態〕である。個別企業形態については、植竹晃久〔1〕と同様の視点にあると考えてよく、会社企業形態（合名会社・合資会社・株式会社）が分類されている。

また、結合企業形態として、業界協定・取引系列・個別企業集団（資本系列）・総合企業集団が分類されている。「図－1」においては、業界協定・取引系列を省略している。

この位置づけも、植竹晃久〔1〕と基本的に同一とみなしてよいだろう。

ところで、小松章〔2〕においては、個別企業集団には二つのタイプがあるとして、「事業兼営支配」型と「純粋持株支配」型のふたつに分類している。

そうすると、まず、小松〔2〕のいう「事業兼営支配」型は、植竹晃久〔1〕のいう非独立系企業集団（総合的企業集団形態を構成する企業集団）・準独立系企業集団（複数集団関連型）・独立系企業集団が、対応していると考えられる。

そして、「純粋持株支配」型が、純粋持株会社に対応していることになる。この点、明確に、少なくとも、「事業兼営支配」型と「純粋持株支配」型とを、個別企業集団であると定義していることになる。

このようにみていくと、両者の間には、次のような相違がある。

ア、個別企業集団という語が使用されているが、植竹晃久〔1〕においては、個別（的）企業集団となっている。これは、個別という言葉の使用について、慎重であることをうかがわせる。

イ、植竹晃久〔1〕においては、持株会社ことに純粋持株会社に対応するものがなにかについて、明示的でないように思われる。

ウ、小松〔2〕においては、「事業兼営支配」型と「純粋持株支配」型とを、個別企業集団としているから、少なくとも、純粋持株会社は、個別企業集団とみなして間違いはなかろう。

そうすると繰り返すが、個別企業集団における個別性とは具体的になにを表現していることになるのだろうか。

これまで、みてきたように、株式交換・株式移転によって、容易に完全親会社—完全子会社関係を創出することができるようになった。親会社は、子会社に対して、100%の株式保有をしている。それゆえ親会社は、それら複数の子会社群を支配して、個別企業集団を形成していることになる。

次に節を改めて、このことを検討しよう。

2-3、個別企業集団概念について

さきにみたように、小松〔2〕によると、純粋持株会社とは、少なくとも個別企業集団として分類されていた。

ところで、この点に関して、小松〔2〕は注目すべき次のようなことを発言している。

ア、純粋持株会社が解禁されたのは、金融危機に対応すべき、大手金融機関をして、「合併もしくは経営統合による競争回避が不可避」（同上書、166頁、下線は筆者）となったこと。それゆえ、合併代替手段としての経営統合ツールたる純粋持株会社が解禁された。

イ、さらに、純粋持株会社を解禁したのは、「あくまでも個別企業集団のグループ経営、あるいは経営統合に道を開く手段である」（同上書、166頁、）。そして、具体的には、次のふたつのパターンを指摘している。

イー1、自社を純粋持株会社に改組して純粋持株支配型の個別企業集団に切り換えるケース

イー2、他社との経営統合によって、共同持株会社を設立し新たに純粋持株支配型の個別企業集団を形成するケース

ウ、それゆえ、以上のアとイからして、日本の個別企業集団は、伝統的なタイプたる「事業兼営支配」型と新タイプの「純粋持株支配」型という2類型を内包している。

このようにみていくと、個別企業集団といえども、従来の個別企業集団によるグループ経営（いわゆる事業持株会社）と比較して、どこが決定的に異なるのだろうか、ということである。少なくとも、決定的に異なる性格を内包しているものかどうかである。

これらの諸点を意識しながら、最後に整理しておこう。

ところで、純粋持株会社における親会社と子会社の関係については、一般に、次のように説明される。そして、そのメリットとデメリットが指摘されるところである。

①、事業と経営との分離。純粋持株会社は、事業と経営が分離することによって、経営者は、戦略的意思決定と経営管理に専念できる。これに対して事業責任者は、権限を増大させたいうで、自律的な展開が可能になる。この権限の増大という際、これまでの事業部制組織やカンパニー制、さらには事業持株会社と比較して、格段に増大するとされる。

②、人事労務面のメリット。合併による統合を実行すると、企業間の組織・文化等の様々な軋轢が発生する。純粋持株会社だと、それまでの子会社を、そのまま承継できる。それゆえ、自律的な企業文化が維持できる。

さらには、かかる期間（蜜月）の存在によって、純粋持株会社という統合の殻を脱ぎ捨てて、合併という段階へと移行できる潜勢力が生れる。

③、親会社と子会社の間におけるリスクの切断。同時に、親会社からすると、いわば中立的な投資家的視点から、子会社を管理できる潜勢力が生れる、などなどである。

こうした一般的な説明に対して、次のような現実や考え方も存在する。

つまり、これらの指摘は、これまでの日本企業の伝統的組織たる事業部制組織、ことにカンパニー制においても繰り返し指摘されてきたところでもある。事業部制組織→カンパニー制への変遷は、基本的には当該企業の多角化（分社化）にともなう本社機能の分権化ということであった。そしてその際のメリットとして、このようなことが主張されていたところである。

そこで、改めて、先のみずほコーポレート銀行の調査をみよう。そうすると、この持株会社ブームの先陣をきったのは金融機関、なかでも都市銀行である。この都市銀行の経営統合によって、結果として3大メガバンクの誕生が象徴的である。

次に、純粋持株会社への移行パターンとして、分社型（組織再編型）と統合型があるのだが、その典型例にもみられるように、様々な業界における主要企業が登場していることである。そして主要企業によって、業界再編や組織再編が実践されているということである。ことに、この調査では、分社型から「統合型・吸収型」、そして「統合型・対等型かつ同業種」から「統合型・対等型かつ異業種」にいくほど、グループ経営の遠心力は高まると指摘されている。

これは、すなわち、親会社と子会社の間における遠心力の発生である。さらにいえば、対立の発生である。こうした事態は、これまでも日本企業の組織機構においても、本社機能と事業部門における「コントロールできる範囲（span of control）」の問題として指摘されてきた。

実際、持株会社の現場からの発言として聞こえてくる表現の中に、この「求心力と遠心力のバランス」ということが、しばしばみうけられる。

そうすると、純粋持株会社あるいは「純粋持株支配型」すなわち個別企業集団といわれるも

の主体性（意思決定の単一性）は、どこにみいだされるのだろうか。個別企業集団という際、その自立的全体性は、あくまでも完全親会社に抛り所が、存在しているのか。

逆に、グループを形成する個々の個別企業にも、なんらかの主体性が保持されているのだろうか、ということである。

さらにいえば、グループを形成するといっても、当該組織総体からすると、何故、あたかも「対立物の統一」であるかのような事態を招いているのだろうか。そうであるからこそ、「求心力と遠心力のバランス」が常々、問題となるのであろう。このように検討していくと、かかるバランスの問題を抱え込むといっても、それを上回るなんらかのメリットが獲得されるからではないのか。

この点、持株会社ブームをもたらすにいたった原点（指南書）ともいわれた、『企業組織の新潮流～急がれる持株会社規制の見直し～』〔3〕をみておこう。

ここでは、本稿の最初にのべたような日本企業の環境たる二重の力の存在にともなって発生すると考えられる課題の指摘が随所にみられる。これをやや列挙的に整理すると次のようなビジョンがみえてくる。

ア、「冷戦の終了・アジア諸国の急激な台頭・企業活動のボーダレス化」→「企業間競争は、個々の企業同士の競争にとどまらず各企業がその活動の拠点を置く諸国の企業に関連するシステム間の競争という側面を持つにいたる」

イ、「これまでの大量生産・大量消費型の多くの産業分野では、国内市場の成熟化や途上国の急激な台頭がある」→その際、「これまでの伝統的な特定の企業グループや系列を中心とした継続的な取引形態にこだわることなく、世界中から最も安く品質の良い材料・製品等を調達し、従来の枠組みを超えた企業間ネットワークを形成しながら戦略的な経営をすすめるなければならない」

こうして、企業の経営戦略の変化に対応した企業組織のあり方としては、「社内分社化」を一步進めた純粋持株会社形態は、有力な選択肢としてその活用を検討する企業が増加している。それゆえ、1997年にいたるような法改正を急いで断行しようとする姿勢がみてとれる。

つまり、日本企業の環境たる二重の力の存在に対しては、いうまでもなく国際競争力の確保ということが金科玉条のように主張されることになる。ここに、伝統的な特定の企業グループ・系列にとどまらない企業間ネットワークの展開の要として、純粋持株会社形態の効用が説かれていると思われる。このようにみると、純粋持株会社あるいは「純粋持株支配型」すなわち個別企業集団なるものは、きわめて特異な柔軟さを内包した企業組織といえるのではないのか。

ことに複数の有力企業が、瞬時に完全親会社―子会社関係を創出し、なおかつ、傘下の子会社が以前の形態に留まっていること。こうして当面する激変する環境の如何によっては、ことに国際競争力の確保のためには、子会社間の融合が現実に行進するであろうし、状況の如何によっては、持株会社の最終的な解消ということもあろう。

それゆえ、さきに述べた「求心力と遠心力のバランス」という問題は、創出された純粋持株会社の経営における展開如何によっては、回復不可能という結末も存在しよう。こうした文脈からすると、個別企業集団といわれるものの主体性（意思決定の単一性）は、これまでの個別企業集団あるいはグループ経営とは、相当の乖離が存在しているのではないのか、ということ

である。

この点を最後に、「まとめ」としてみておこう。

3、まとめ

ここで、個別企業集団といわれるものの主体性（意思決定の単一性）を考える際、どうしてもふれておきたいケースがある。ここでは、そうした実際のケースをふたつと純粋持株会社に関わるコーポレートガバナンスの奇妙な状況にふれておくことにする。

ひとつは、なんとといっても、三菱東京 FG と UFJ グループのケースが想起されねばならない。その際、持株会社の子会社における、いわば優柔不断（主体性の転倒的な顕在化）である。

すなわち、持株会社（親会社）ではなく、その子会社によって、すなわち UFJ 銀行による三菱東京 FG への優先株発行による資本増強政策（優先株発行）である^{注6}。

議決権のない優先株であるが、一定の条件を満たせば、議決権付優先株に転換できる「条件」の内容が盛り込まれている。この条件は、およそ次のごとくである。

「三菱東京 FG と UFJHD 以外の者が UFJ 銀行の株主となる」・「UFJHD の株主総会又は取締役会で、UFJHD と三菱東京 FG 以外の者との企業再編の議案が承認されたとき」・「UFJHD の取締役会で UFJHD による新株発行・新株予約権発行、等の議案が承認されたとき」・「UFJHD の発行する株券等について、株式保有割合が三分の一を超える者が現れたとき」・「三菱東京 FG と UFJHD の合併の議案が UFJ の優先株主総会に提出され、承認されない」、という条件である。

そして、条件に違反した場合、UFJHD はプレミアムをつけて返済しなければならない。

こうした事情から、かかる優先株発行は、拒否権付株式であり、拒否権付優先株式である。さらには、100%子会社たる非上場会社による拒否権付株式ということからして、事実上の黄金株といえる。かくして、この優先株発行は、事実上のポイズンピルあるいは疑似ポイズンピルとも評価される所以であった。

次は、2000年9月に、富士銀行・第一勧銀・興銀が統合して、みずほ HD が設立されたケースである。そして、その後、2003年3月に完全親会社たる「みずほ HD」によって完全子会社たる「みずほ FG」が創出されたという奇妙な事態のことである^{注7}。さらに、これが結果（再編後）として、完全親会社＝「みずほ FG」と完全子会社＝「みずほ HD」の関係へと転変していく。

すなわち、それまでの親会社たる「みずほ HD」が中間持株会社となって、新たに「みずほ FG」が設立されたのだが、その目的は、国有化を回避すべき、財務的手法をこらしての優先株配当のための剰余金の創出のためであった。

つまるところ、株式交換・株式移転というツールの使い方如何によって、持株会社の形成主体となる素材（当然にしてあれこれの企業群が主体である）およびその関係性は、実に柔軟・多様であるということである

以上のケースは、個別企業集団といわれるものの主体性（意思決定の単一性）を考える際、極限的なケースといえども、純粋持株会社の性格の一端をきわめて象徴的に表現しているともいえる。

つまり、複数の企業における統合は、企業間の競争を前提とすると、個々の企業（究極的には個々の企業の株主）にとって相当のリターンを予定してのことである。だから、状況の如何によっては、子会社たる個々の個別企業にも離脱の潜勢的可能性がある。他方、親会社にしても、自らを単なる殻のように姿態変換できること。あるいは、「コントロールできる範囲（span of control）」の問題という以前に、単なる殻たる存在ともいえるのである。逆にいえば、抑、親会社の実体とは何かをも問うものである。

それゆえ、純粋持株支配型においては、持株会社創出の時点からして、その当該会社の状況の如何では、諸資本間の競争を維持しつつも、その後、蜜月を経て、所定の目標（おそらく国際競争力確保となるような企業間ネットワークの創出）を達成せんとする、過程を不断に経験する構造を有しているといえる。

次に純粋持株会社のコーポレートガバナンスに関わる問題について若干、ふれておく。

まず、会社法上の「大会社かつ非公開会社」を想定しよう。かかる会社は、取締役会の設置が任意となる。こうしたタイプの会社（群）を完全子会社とする持株会社を株式交換・株式移転によって、設立したとする。かかるケースにおいては、完全子会社における株主総会は、文字通りに完全親会社の意のままとなる。かかるケースも考慮にいれておこう^{注8}。

こうしたケースからして、個別企業集団とされるものの、とらえかたの契機が豊富になるとはいえないか。

以上のようなやや極限的な状況を考えてみると、まとめとして次のことが言えそうである。

株式交換・株式移転によって、完全親会社—完全子会社関係を創出することができる。親会社は、子会社に対して、100%の株式保有をしている。それゆえ親会社は、それら複数の子会社群を完全支配して、個別企業集団を形成していることになる、といえる。

その際、単に完全親会社—完全子会社関係といっても、例えば、いわゆるコーポレートガバナンスという場面を考えると、事実上、機能しないケースもある。かかるケースは、個別企業集団という際、完全親会社に力点をおいた個別企業集団であり、その自立的全体性は親会社が担うともいえる。

また、UFJ銀行のケースはどうであろうか。同じく、完全親会社—完全子会社関係における子会社といえども、潜勢的に、かかる関係から離脱可能である、ということである。かかるケースは、個別企業集団とひとくちにいても、かなりの程度、子会社においても潜勢的に、自立的全体性すなわち個別性が与えられていると考えられる。

だから、先の調査の検討においてみた際に、遠心力が極端におおきいケースである。かかるケースにおいては、潜勢的に、かかる関係から離脱可能である、ということもあろう。もちろん、なんらかの根本的な状況の変化によって、求心力の働く完全親会社—完全子会社関係であっても、離脱は可能性として、ありうる。

みずほFGのケースは、完全親会社—完全子会社関係そのものの創出が、優柔不断であることを物語っている。

完全親会社—完全子会社関係が創出される以前の関係性が保持されているのか、あるいは、創出される以前の企業間の関係に単に純粋持株会社という殻（衣）をまとわせたものかどうか、ということも考えさせるケースである。こうしてみていくと、個別企業集団というものは、少

なくとも次のように、整理できそうである。

複数の企業（企業グループも含めて）による株式交換・株式移転→〔完全親会社－完全子会社関係創出〕→純粋持株会社＝個別企業集団の創出からして、親会社に力点を置いた個別企業集団であるのか、それとも潜在的に分解可能性のある個別性なのか、ということである。

それと同時に、個別企業の複数の結合であるにも関わらず、株式交換・株式移転が創出する完全親会社－完全子会社関係というものは、ある奇妙な新しい関係性を創出しているともいえる。その奇妙な新しい関係性とは、UFJ銀行やみずほFGのケースである。

おそらく、このことの究極的な拠り所は、株式とか出資というこれまで考えられてきたキーワード中のキーワードに、ある種の変化が生じているとも推測される⁹。

本稿では、以上のことに留意して、今後、制度を中心とする出資・株式・組織再編といった事象に関心をむけて、今後の日本企業の動向に関心をむけていこうと思う。

引用文献

- 〔1〕植竹晃久『現代企業経営論～現代の企業と企業理論～』税務経理協会、平成21年。
- 〔2〕小松章『企業形態論～第3版～』新世社、2006年。
- 〔3〕通商産業省産業政策局『企業組織の新潮流～急がれる持株会社規制の見直し～』1995年。その後、1999年の経団連による「世界的大競争時代において、わが国企業が、経済・社会環境の変化に迅速、適切に対応して経営の再構築を進めていくためには、会社分割・分社化、株式交換・株式移転、合併等を通じたグループ化・共同化や、その再編、あるいは、新たな事業形態の活用が必要」（経団連「わが国産業の競争力強化に向けた第一次提言」）などという発言に、連なっていく。

〔注〕

- 注1、この調査については、下谷正弘「持株会社のメリット・デメリット～議論の混迷を避けるために～」『月刊監査役』No.578、2011年を参照。下谷正弘によって検討がなされている。
- 注2、増田正勝『ドイツ経営パートナーシップ史』森山書店、2010年。
- 注3、米国においては、法人への権力集中の忌避と英国から継承したパートナーシップ法の関連で、抑、他社株式所有や合併という企業統合そのものが不可能であった。そこで、これを迂回すべくトラストを利用した企業合同運動が前世紀の転換点で展開されたという指摘については、松井秀征『株主総会制度の基礎理論～なぜ株主総会は必要なのか～』有斐閣、2010年を参照。
- 注4、株式交換に対して、株式移転とは、次のように解説されている。「株式移転という移転とは、全株式を拠出して親会社である新会社を設立するということであり、完全子会社から完全親会社への株式の移転という意味である。」高野一郎『会社法実務ハンドブック～第2版～』中央経済社、2010年。尚、1999年商法改正による株式交換・株式移転制度による株式の強制収用に対して、「憲法上も問題である」という見解もあったという（中東正文・松井秀征編『会社法の選択』商事法務、2010年、302頁）。
- 注5、詳細に検討しているものに、次の文献がある。谷口和弘『企業の境界と組織アーキテクチャ～企業制度論序説～』NTT出版、2006年。
- 注6、抗争・対立の展開に関わる「事実」については、多くの文献がある。辺見紀男編『敵対的買収と企業防衛』日本経済新聞社、2005年、清水真『新しい敵対的買収防衛』商事法務、2005年、日本経済新聞社編『UFJ三菱東京統合』日本経済新聞社、2004年、『週刊ダ

イヤモンド』(2004. 11月6日号)など。

- 注7、再編の具体的で実務的な解説については、金子・富田『これが数社合併だ同時合併だ』中央経済社、平成16年、を参照。
- 注8、関俊彦「会社組織の合理的選択と親子会社規制～究極の株式会社を求めて～」『商事法務』No.1783、を参照。関は、「そんな裏ワザを認めているのか」という観点から、ワンマン経営者御用達のメニューを作成しつつ、制度的問題点を指摘している。
- 注9、神田は、旧商法と比較して会社法のもとでは、「意識してか無意識かは判然としないが、株式の法的取扱いについての考え方の変容が見られるように思われる」(神田秀樹「株式の不思議」『企業法の変遷』有斐閣、2009年に所収、147頁)と指摘している。また、経済学者の大瀧は、会社法をして、「信頼に裏打ちされた交換の時代から略奪の時代への逆行」を鋭く読みとっている(大瀧雅之「本当に『失われた』ものは何か?」『世界』2011. 3月号)。

〔参考文献〕

- ①、下谷正弘『持株会社の時代～日本の企業結合～』有斐閣、2006年
- ②、下谷正弘『持株会社と日本経済』岩波書店、2009年
- ③、鈴木健『六大企業集団の崩壊～再編される大企業体制～』新日本出版社、2008年
- ④、櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点』社会評論社、2010年
- ⑤、中東正文『企業結合法制の理論』信山社、2008年
- ⑥、三菱UFJリサーチ&コンサルティング組織人事戦略部『企業再編におけるグループ人材マネジメント』中央経済社、2010年
- ⑦、小沼靖『日本企業型グループ・リストラクチャリング』ダイヤモンド社、2002年